

## 請求省令のご案内（紙請求に関する免除届について）

### 介護給付費等の書面（紙帳票）による請求を行う場合の届出について

「請求省令の一部を改正する省令」に基づき、平成30年4月1日以降は原則伝送又は電子媒体による請求となりますが、平成30年度以降も書面（紙帳票）による請求を行おうとする場合は、**平成30年3月31日まで**に国保連合会に届出が必要となります。

対象となる事業所は、下部に掲載いたしました免除届（第2条～第4条）から該当のものを**郵送（FAX不可）**にて送付ください。

早めのご対応をおねがいします。

※例外規定の種類により様式が異なりますのでご注意ください

### 免除届

#### 請求省令附則第二条による免除届出書（別添1-2）(PDF68KB)

- ・支給限度額が不要なサービス（居宅療養管理指導等）1種類のみを行うサービス事業所
- ・支給限度額が必要なサービス1種類のみを行うサービス事業所
- ・施設サービス（介護福祉施設サービス及び介護保険施設サービス）のみを行う50床未満の介護保険施設 他

#### 請求省令附則第三条第二項又は第三項による免除（非該当）届出書（別添1-3）(PDF28KB)

- ・サービスに従事する常勤の介護職員その他の従事者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である場合

#### 請求省令附則第四条による免除届出書（別添1-4）(PDF62KB)

- ・電子通信回線設備の機能に障害が生じた場合
- ・電子請求を行うための設備の設置又はソフトウェアの導入に係る作業が未完了の場合
- ・改築工事中又は臨時の施設において事業を行っている場合
- ・事業所等の廃止又は休止に関する計画を定めている場合 他

※請求省令の一部改正について（介護保険最新情報 Vol.460）(PDF472KB)

※厚労省広報資料 請求方法の留意事項 (PDF677KB)